資料１－１

令和８年度　春日井市地域防災計画（地震災害対策計画）案
新旧対照表

令和８年度 春日井市地域防災計画（地震災害対策計画）案　新旧対照表

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	第１編　総則	第１編　総則	
	第１章　計画の策定方針	第１章　計画の策定方針	
	第１節　計画の目的	第１節　計画の目的	
1	２　南海トラフ地震防災対策推進計画 （1）　目的 ①～④　（略） ⑤　南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定めることになっており、これらの事項について定めた部分を同法では、「推進計画」と呼んでいるが、本市の計画においては、津波の恐れがないため、②の計画以外の計画を「第２編」及び「第３編」で定めるものとする。 （2）　（略）	２　南海トラフ地震防災対策推進計画 （1）　目的 ①～④　（略） ⑤　南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定めることになっており、これらの事項について定めた部分を同法では、「推進計画」と呼んでいるが、本市の計画においては、津波のおそれがないため、②の計画以外の計画を「第２編」及び「第３編」で定めるものとする。 （2）　（略）	防災基本計画に合わせた修正
	第３節　計画の運用	第３節　計画の運用	
3	３　計画の習熟 市及び関係機関は、この計画の遂行に当たってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、平常時から図上、実践訓練等によってこの計画の習熟に努め、また、市民への周知を図るため啓発活動に努めるものとする。	３　計画の習熟 市及び関係機関は、この計画の遂行に当たってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、平時から図上、実践訓練等によってこの計画の習熟に努め、また、市民への周知を図るため啓発活動に努めるものとする。	防災基本計画に合わせた修正
	第２章　基本理念及び重点を置くべき事項	第２章　基本理念及び重点を置くべき事項	
	第１節　防災の基本理念	第１節　防災の基本理念	
4	（略） 南海トラフ全域で、30 年以内にマグニチュード８以上の地震が起きる確率は 80%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。 （略） 市、県を始めとする各防災関係機関は、「第４章 地震災害の危険性と被害特性」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促	（略） 南海トラフで、今後 30 年以内にマグニチュード 8～9 クラスの地震が発生する確率は、高いもので 60%～90%程度以上とされ、海溝型地震としては最も高いⅢランクに位置付けられており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。 （略） 市、県を始めとする各防災関係機関は、「第４章 地震災害の危険性と被害特性」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促	愛知県地域防災計画に合わせた修正

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td></td><td>進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。
（追加）
（略）</td><td>進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。
さらに、市及び県は、内閣府等と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難生活環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。
（略）</td><td>愛知県地域防災計画に合わせた修正</td></tr>
<tr><td></td><td>第３章　防災機関等の役割分担</td><td>第３章　防災機関等の役割分担</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第１節　防災機関等</td><td>第１節　防災機関等</td><td></td></tr>
<tr><td>10</td><td>３　指定地方行政機関
<table><tr><th>機関名</th><th>災害予防</th><th>災害応急対策</th><th>災害復旧・復興</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>中部管区行政評価局</td><td>―</td><td>―</td><td>（追加）
特別行政相談活動の実施</td></tr></table>４　（略）
５　指定公共機関
<table><tr><th>機関名</th><th>災害予防</th><th>災害応急対策</th><th>災害復旧・復興</th></tr><tr><td>西日本電信電話株式会社</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>３　指定地方行政機関
<table><tr><th>機関名</th><th>災害予防</th><th>災害応急対策</th><th>災害復旧・復興</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>中部管区行政評価局</td><td>―</td><td>―</td><td>１　被災者への生活支援情報の提供
２　専用電話を備えた行政相談窓口の開設
３　特別行政相談所の開設</td></tr></table>４　（略）
５　指定公共機関
<table><tr><th>機関名</th><th>災害予防</th><th>災害応急対策</th><th>災害復旧・復興</th></tr><tr><td>ＮＴＴ西日本株式会社</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>ＮＴＴドコモビジネス株式会社</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>愛知県地域防災計画に合わせた修正

社名変更による修正</td></tr>
</table>

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	第２節　市民及び事業所	第２節　市民及び事業所	
16	１　市民の果たすべき役割 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。 （略） ２、３　（略） ４　市民及び事業者による地区内の防災活動の推進 (1)　市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。 （略） (2)　（略）	１　市民の果たすべき役割 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平時より災害に対する備えを心掛けるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。 （略） ２、３　（略） ４　市民及び事業者による地区内の防災活動の推進 (1)　市内の一定の地区内の住民及び公共的団体又は民間の団体は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。 （略） (2)　（略）	防災基本計画に合わせた修正 愛知県地域防災計画に合わせた修正
	第４章　地震災害の危険性と被害特性	第４章　地震災害の危険性と被害特性	
	第４節　想定地震	第４節　想定地震	
25	１　海溝型地震 (1)～(3)　（略） (4)　南海トラフで発生する恐れのある地震 （略）	１　海溝型地震 (1)～(3)　（略） (4)　南海トラフで発生するおそれのある地震 （略）	防災基本計画に合わせた修正
	第２編　災害予防計画	第２編　災害予防計画	
	第１章　災害に強い防災体制の確立	第２章　市民の防災行動力の向上	
	第２節　防災活動体制の整備	第２節　防災活動体制の整備	
32	３　応急活動のためのマニュアルの作成等 （略） また、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努め、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。 さらに、男女共同参画の視点から、市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が	３　応急活動のためのマニュアルの作成等 （略） また、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努め、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。 さらに、男女共同参画の視点から、市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が	防災基本計画に合わせた修正

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び青少年女性センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。 4　人材育成及び防災訓練の実施 (1)　(略) (2)　防災訓練の実施 (略)	災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平時及び災害時における男女共同参画担当部局及び青少年女性センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。 4　人材育成及び防災訓練の実施 (1)　(略) (2)　防災訓練の実施 (略)	
33	その際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。訓練後は訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるように努める。 (略) ア、イ　(略)	その際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。訓練後は訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講ずるとともに、次回の訓練に反映させるように努める。 (略) ア、イ　(略)	防災基本計画に合わせた修正
34	(追加)	ウ　各種防災システムの訓練等 市防災システム（トランスモッド）のほか、被災者再建支援システム、愛知県防災情報システムや新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）等の各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	ウ　防災訓練の指導協力 (略)	エ　防災訓練の指導協力 (略)	
34	5　広域応援・受援体制の整備 (1)　応援要請手続きの整備 県又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える。また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、次のとおりの受援体制の整備に努めるものとする。	5　広域応援・受援体制の整備 (1)　応援要請手続きの整備 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、次のとおりの受援体制の整備に努めるものとする。	愛知県地域防災計画に合わせた修正

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
35	（追加） ア　受援担当者の選定、執務スペース等の確保 （略） イ　宿泊場所等の確保 （略） ウ　訓練等の実施 （略） (2)　応援協定の締結等 ア、イ　（略） ウ　民間団体等との協定の締結等 災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。 また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する	ア　受援計画の作成等 市及び県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。 イ　受援担当者の選定、執務スペース等の確保 （略） ウ　宿泊場所等の確保 （略） エ　訓練等の実施 （略） (2)　応援協定の締結等 ア、イ　（略） ウ　民間団体等との協定の締結等 災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。特に市は、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、市防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。あわせて、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠	愛知県地域防災計画に合わせた修正 防災基本計画に合わせた修正

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
		点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。 　また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する	
	(3)～(5)　(略)	(3)～(5)　(略)	
36	(6)　自衛隊との連携強化 　平常時から総合防災訓練等を通じて連携を深め、災害時における応援体制の確立を図る。	(6)　自衛隊との連携強化 　平時から総合防災訓練等を通じて連携を深め、災害時における応援体制の確立を図る。	防災基本計画に合わせた修正
	(7)　(略)	(7)　(略)	
	6　支援物資の円滑な受援供給体制の整備	6　支援物資の円滑な受援供給体制の整備	
	(1)、(2)　(略)	(1)、(2)　(略)	
37	(3)　物資の輸送拠点 　市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-PLo）等を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。 　また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。	（第３編第３章第４節４に移動）	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	（追加）	7　遺体の処理に係る事前対策 　市は、大規模災害時に備え、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設を遺体安置所としてあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	（第３編第４章第６節２(3)イから移動）	8　応急仮設住宅建設候補地台帳の作成 　市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。 　なお、用地の選定に当たっては、災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮する。	記載場所の整理

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	第３節　情報の収集・連絡体制の整備	第３節　情報の収集・連絡体制の整備	
38	１　情報連絡体制の整備 (1)　（略） (2)　無線通信施設 ア～ウ　（略） エ　無線施設の定期点検を実施するとともに、平常時についてもこれらの施設を有効に活用する。 オ　（略） (3)　有線通信施設 ア　災害時において、市、春日井警察署、西日本電信電話株式会社東海支店、中部電力パワーグリッド株式会社春日井営業所及び東邦ガスネットワーク株式会社設備部名古屋地域センター春日井事業所との通信の専用化を図るため、直接通信連絡線（ホットライン）が整備されており、これを活用するとともに、その他防災機関との通信連絡窓口の一本化を図る。 イ、ウ　（略） (4)、(5)　（略）	１　情報連絡体制の整備 (1)　（略） (2)　無線通信施設 ア～ウ　（略） エ　無線施設の定期点検を実施するとともに、平時についてもこれらの施設を有効に活用する。 オ　（略） (3)　有線通信施設 ア　災害時において、市、春日井警察署、ＮＴＴ西日本株式会社東海支店、中部電力パワーグリッド株式会社春日井営業所及び東邦ガスネットワーク株式会社設備部名古屋地域センター春日井事業所との通信の専用化を図るため、直接通信連絡線（ホットライン）が整備されており、これを活用するとともに、その他防災機関との通信連絡窓口の一本化を図る。 イ、ウ　（略） (4)、(5)　（略）	防災基本計画に合わせた修正 社名変更による修正
	第４節　非常用物資の備蓄	第４節　非常用物資の備蓄	
41	２　食糧及び生活必需品 (1)　（略） (2)　行政備蓄 （追加） 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食糧、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、新物資システム（B-PLo）を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。 また、災害時に迅速に食糧、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締	２　食糧及び生活必需品 (1)　（略） (2)　行政備蓄 ア　物資の備蓄 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、必要とされる物資についてあらかじめ備蓄するとともに、その備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。 （(2)エに移動）	防災基本計画及び愛知県地域防災計画に合わせた修正 記載場所の整理

頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。		
	なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。	なお、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。	防災基本計画、愛知県地域防災計画に合わせた修正及び 表記の整理
	また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。 さらに、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。	（削除）	
	（追加）	(ｱ)　備蓄する物資は、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資とする。	
	ア　非常用として、愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果に基づく当市における想定避難者数（15,000人）の３食×３日分の食糧を備蓄する。	(ｲ)　非常用として、愛知県南海トラフ地震被害予測調査結果に基づく当市における想定避難者数（13,000人）の３食×３日分の食糧を備蓄する。	
	イ　指定一般避難所（二次開設避難所を除く）、指定福祉避難所等に備蓄倉庫を整備し、必要な食糧及び生活必需品を備蓄する。	(ｳ)　指定一般避難所（二次開設避難所を除く）、指定福祉避難所等に備蓄倉庫を整備し、必要な食糧及び生活必需品を備蓄する。	
	（表略）	（表略）	
42	（追加）	イ　調達・輸送体制 災害時における調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点	愛知県地域防災計画に合わせた修正

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
		の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。 ウ　新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）の活用 市及び県は、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。 エ　訓練の実施等 市及び県は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。	
	（(2)から移動）		防災基本計画に合わせた修正 及び 記載場所の整理
	(3)　(略) ３～５　(略)	(3)　(略) ３～５　(略)	
42	（追加）	６　関係機関との協力 市及び関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム（B-PL0）等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	第５節　消防救急体制の整備	第５節　消防救急体制の整備	
	１　大規模火災における消防体制の整備 (1)　(略)	１　大規模火災における消防体制の整備 (1)　(略)	
43	(2)　常備消防力の強化 市における常備消防力は、１消防本部、１消防署及び５消防出張所体制で、消防ポンプ車、救急車等の車両を配備し災害に備えている。今後とも、消防体制の拡充強化に努めるとともに、近隣市町村及び県内全市町村による協定に基づく消防相互応援体制の整備等、大規模災害に対する広域消防体制の整備に努めるものとする。また、災害時に消防力を最大限に発揮するため、平常時に	(2)　常備消防力の強化 市における常備消防力は、１消防本部、１消防署及び５消防出張所体制で、消防ポンプ車、救急車等の車両を配備し災害に備えている。今後とも、消防体制の拡充強化に努めるとともに、近隣市町村及び県内全市町村による協定に基づく消防相互応援体制の整備等、大規模災害に対する広域消防体制の整備に努めるものとする。また、災害時に消防力を最大限に発揮するため、平時にお	防災基本計画

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	おいて警防計画に基づく訓練を実施し、常備消防力の強化を図る。 (3)　消防団の充実強化 消防団は、常備の消防隊と一体となって消防活動を実施するとともに、初期消火、避難誘導等の地域の防災活動の重要な役割を担っている。災害時に現有本部、６分団及び機能別分団の消防団員が効果的に防災活動を実施できるよう、平常時から技能向上を図るための教育訓練を実施する。 (4)、(5)　（略）	いて警防計画に基づく訓練を実施し、常備消防力の強化を図る。 (3)　消防団の充実強化 消防団は、常備の消防隊と一体となって消防活動を実施するとともに、初期消火、避難誘導等の地域の防災活動の重要な役割を担っている。災害時に現有本部、６分団及び機能別分団の消防団員が効果的に防災活動を実施できるよう、平時から技能向上を図るための教育訓練を実施する。 (4)、(5)　（略）	に合わせた修正
	第６節　応急医療体制の整備	第６節　応急医療体制の整備	
46	災害時における応急医療需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より応急医療体制の整備、医薬品の確保に努める。 １　医療体制の整備 (1)　大規模医療活動体制の整備 平常時における救急医療システムや保健医療活動を基礎とした組織体制を定め、市医師会等の協力による救護所を防災拠点及び指定避難所等に開設できるよう体制の整備を図る。 (2)、(3)　（略） ２　ライフライン確保対策の促進 災害時に、医療機関のライフラインを速やかに復旧確保するための対策を講じる。また、医療機器の固定や薬品棚の転倒防止等必要な措置を講じるよう指導するとともに、給水タンクや非常用電源の耐震化の促進等協力を要請する。	災害時における応急医療需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平時より応急医療体制の整備、医薬品の確保に努める。 １　医療体制の整備 (1)　大規模医療活動体制の整備 平時における救急医療システムや保健医療活動を基礎とした組織体制を定め、市医師会等の協力による救護所を防災拠点及び指定避難所等に開設できるよう体制の整備を図る。 (2)、(3)　（略） ２　ライフライン確保対策の促進 災害時に、医療機関のライフラインを速やかに復旧確保するための対策を講ずる。また、医療機器の固定や薬品棚の転倒防止等必要な措置を講ずるよう指導するとともに、給水タンクや非常用電源の耐震化の促進等協力を要請する。	防災基本計画に合わせた修正 防災基本計画に合わせた修正
	第２章　市民の防災行動力の向上	第２章　市民の防災行動力の向上	
	第１節　防災意識の高揚	第１節　防災意識の高揚	
49	１　市民に対する防災意識の啓発と知識の普及 (1)　防災意識の啓発 （略） ア～ス　（略） タ　応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食糧その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容	１　市民に対する防災意識の啓発と知識の普及 (1)　防災意識の啓発 （略） ア～ス　（略） セ　応急手当方法の紹介、市民自らが実施し得る、最低でも３日間分、可能な限り１週間分程度の水、食糧その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容	愛知県地域防災計画に合わせた修正及び

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	チ　住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容 ツ　地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難･救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識 テ　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 ト　南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容 ナ　南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難･救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識	ソ　住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容 タ　地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難･救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識 （削除） チ　南海トラフ地震に臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容 ツ　南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識	表記の整理
	(2)　防災に関する知識の普及 防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。 また、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、市民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。 ア　平常時の心得に関する事項 イ、ウ　（略）	(2)　防災に関する知識の普及 過去に災害発生した年からの節目（周年）等の機会を捉えるとともに、防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。 また、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、市民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。 ア　平時の心得に関する事項 イ、ウ　（略）	愛知県地域防災計画に合わせた修正 防災基本計画に合わせた修正
50	(3)　（略） (4)　家庭内備蓄等の推進 災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品について、可能な限り１週間分程度、最低でも３日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスクや消毒液、体	(3)　（略） (4)　家庭内備蓄等の推進 災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品について、可能な限り１週間分程度、最低でも３日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスクや消毒液、体	

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。 　また、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。 (5)～(7)　（略）	温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼び掛ける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼び掛ける。 　また、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼び掛ける。 (5)～(7)　（略）	防災基本計画に合わせた修正
	第２節　学校等における防災教育及び安全対策	第２節　学校等における防災教育及び安全対策	
52	１　児童等への防災対策 (1)　（略） (2)　地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施 （略） ア　児童等に対する防災教育 　児童等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校等において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子どもに対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施し、学級指導（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせ、効果的に行うよう配慮する。 イ～エ　（略） (3)～(7)　（略）	１　児童等への防災対策 (1)　（略） (2)　地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施 （略） ア　児童等に対する防災教育 　児童等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校等において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、こどもに対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施し、学級指導（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせ、効果的に行うよう配慮する。 イ～エ　（略） (3)～(7)　（略）	防災基本計画に合わせた修正
54	第３節　自主防災組織の推進	第３節　自主防災組織の育成強化	
	（略） 　その際、女性の参画の促進に努めるものとするとともに、自主防災組織の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとし、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。 　また、日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要なため、市及び県は、平時から自主防災組織、防災に関するＮＰＯ及び防	（略） 　その際、女性の参画の促進に努めるものとするとともに、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとし、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。 （削除）	愛知県地域防災計画に合わせた修正

頁	修正前	修正後	備考
	災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のＮＰＯ等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。		
	1　（略）	1　（略）	
55	2　自主防災組織の活動	2　自主防災組織の活動	
	自主防災組織の活動内容	自主防災組織の活動内容	
	区　分 / 平常時の活動 / 災害発生時の活動 （略） / （略） / （略）	区　分 / 平時の活動 / 災害発生時の活動 （略） / （略） / （略）	防災基本計画に合わせた修正
	3　活動に対する市の支援	3　活動に対する市の支援	
	(1)　技術指導の実施	(1)　技術指導の実施	
	（略）	（略）	
	ア　（略）	ア　（略）	
	イ　防災リーダーのネットワーク化の推進 防災リーダーが各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市及び県は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。（追加）	イ　防災リーダーのネットワーク化の推進 防災リーダーが各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市及び県は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、市は防災リーダーを積極的に活用するものとする。	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	ウ　自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進 市は、自主防災組織が防災に関するＮＰＯ、消防団、女性消防団、企業、学校、防災ボランティア団体、防災関係機関同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施及び支援、指導に努めるものとする。	ウ　自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進 市は、自主防災組織が防災に関するＮＰＯ、消防団、女性消防団、企業、学校、防災ボランティア団体、防災関係機関同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施及び支援、指導に努めるものとする。	
56	（追加）	また、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。	
	なお、県は、市町村等が実施するネットワーク化の取り組みに対し必要な支援を行うものとする。	なお、県は、市町村等が実施するネットワーク化の取り組みに対し必要な支援を行うものとする。	
	(2)　（略）	(2)　（略）	

頁	修　　　正　　　前	修　　　正　　　後	備　　　考
	第４節　防災ボランティアとの連携	第４節　防災ボランティアとの連携	
56	災害時に、広範囲にわたって活動が期待される各種ボランティア団体相互の連携・協力体制を平常時から推進し、活動の支援を行う。 1　連携・協力体制の推進 (1)　市及び県は、市民のボランティア活動に対する意識を高め、組織化を促進する。また、市社会福祉協議会を始め日本赤十字社等やＮＰＯ・ボランティア等（以下「ＮＰＯ・ボランティア関係団体等」という。）との連携・協力や、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動の支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時の活動が円滑にできるよう、活動環境の整備を図る。 市、県及び国は、防災ボランティアの活動環境として、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。 （追加）	災害時に、広範囲にわたって活動が期待される各種ボランティア団体相互の連携・協力体制を平時から推進し、活動の支援を行う。 1　連携・協力体制の推進 （削除） (1)　防災ボランティア活動の環境整備 ア　防災ボランティア活動の普及・啓発 市及び県は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。 イ　ボランティアによる防災活動への参加促進 市及び県は、ボランティア休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への市民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。	防災基本計画に合わせた修正 愛知県地域防災計画に合わせた修正

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	また、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等との間で、被災家屋からの災害廃棄物等、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物等の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。 市及び県は、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援したい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市及び県は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためレベルアップ研修等を実施する。 なお、市は養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。	ウ　避難所運営等に取り組むボランティア人材の育成・確保 市及び県は、ＮＰＯ・ボランティア等と連携して、避難生活支援リーダー/サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。 エ　ボランティアコーディネーターの確保 市及び県は、行政、市民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。 このため、市及び県は、コーディネーターの養成に努めるとともに、養成したコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。 なお、市は、養成したコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。 オ　ボランティアの災害廃棄物等処理に関する環境整備 市は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物等の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。 （削除）	防災基本計画に合わせた修正

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
57	(2)　市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害救援ボランティアセンターを運営する者との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害救援ボランティアセンターの設置予定場所については、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。 （追加）	(2)　市は、災害発生時における<u>ボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するとともに、</u>官民連携体制の強化を図るため、<u>災害救援ボランティアセンターの設置場所や資機材の確保、コーディネーターの派遣等の手続きの整備、立ち上げ、運営に係る訓練の実施など受援体制の構築・強化を図る。</u> 　<u>また、</u>災害救援ボランティアセンターを運営する者との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害救援ボランティアセンターの設置予定場所については、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。 <u>(3)　市及び県は、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。</u>	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	第５節　要配慮者の安全対策	第５節　要配慮者の安全対策	
58	（略） 市においては、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、<u>平常時</u>より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。 １　（略） ２　避難行動要支援者対策 （略） (1)～(3)　（略） (4)　避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 （略） 併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底	（略） 市においては、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、<u>平時</u>より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備<u>、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成</u>、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。 １　（略） ２　避難行動要支援者対策 （略） (1)～(3)　（略） (4)　避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 （略） 併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底	防災基本計画に合わせた修正

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
60	や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置を講じる。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 　また、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。 (5)　個別避難計画の作成等 ア　個別避難計画の作成 （略） 　なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。併せて、人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障がい児等も対象となりうる点に留意する。 イ　避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供 （略） 　併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置を講じる。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。 　また、市は、条例の定めにより、又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思決定に	や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置を講ずる。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 　また、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。 (5)　個別避難計画の作成等 ア　個別避難計画の作成 （略） 　なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努める。また、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるとともに、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。併せて、人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障がい児等も対象となりうる点に留意する。 イ　避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供 （略） 　併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置を講ずる。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。 　また、市は、条例の定めにより、又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思決定に	防災基本計画に合わせた修正 愛知県地域防災計画に合わせた修正及び表記の整理 防災基本計画に合わせた修正

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	より、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。 ウ　（略） (6)　（略）	より、平時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。 ウ　（略） (6)　（略）	
	第６節　企業防災の促進	第６節　企業防災の促進	
65	３　企業の取組 (1)～(5)　（略） (6)　地域との共生と貢献 （略） 企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。 ４　企業防災の促進のための取組 （略） (1)　（略）	３　企業の取組 (1)～(5)　（略） (6)　地域との共生と貢献 （略） 企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平時から確保することが望ましい。 ４　企業防災の促進のための取組 （略） (1)　（略）	防災基本計画に合わせた修正
66	(2)　相談体制等の整備 市及び県、商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。 （略）	(2)　相談体制等の整備 市及び県、商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておくものとする。 （略）	防災基本計画に合わせた修正
	第７節　帰宅困難者対策	第７節　帰宅困難者対策	
66	１　帰宅困難者に対する措置 （略） (1)　帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。 (2)～(4)　（略）	１　帰宅困難者に対する措置 （略） (1)　帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平時から積極的に広報するものとする。 (2)～(4)　（略）	防災基本計画に合わせた修正

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	第３章　災害に強い都市の形成	第３章　災害に強い都市の形成	
	第１節　防災まちづくりの推進	第１節　防災まちづくりの推進	
	１　市街地の整備 (1)　面的な整備事業の推進 （略） また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Ｅｃｏ－ＤＲＲ（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。 (2)～(6)　（略）	１　市街地の整備 (1)　面的な整備事業の推進 （略） また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Ｅｃｏ－ＤＲＲ（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講ずることにより、災害に強いまちの形成を図る。 (2)～(6)　（略）	
68			防災基本計画に合わせた修正
	２　建築物の安全対策 （略） (1)～(3)　（略）	２　建築物の安全対策 （略） (1)～(3)　（略）	
70	(4)　民間建築物の耐震性の向上促進 多数の人が利用する一定規模以上の劇場、集会場、百貨店など不特定多数の市民が利用する特定建築物については、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行う。また、一般の建築物については、補助制度を利用した耐震診断及び耐震改修の奨励や、耐震性に関する意識を高めるため、防災フェアなどの開催時に、建築士会等の協力を得て耐震相談コーナーの設置など啓発に努める。さらに、県・市町村及び建築関係団体で構成する愛知県建築物地震対策推進協議会においても、建築物の耐震診断や耐震改修の促進など震前対策等の推進に努める。	(4)　民間建築物の耐震性の向上促進 多数の人が利用する一定規模以上の劇場、集会場、百貨店など不特定多数の市民が利用する特定建築物については、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行う。また、一般の建築物については、補助制度を利用した耐震診断及び耐震改修の奨励や、耐震性に関する意識を高めるため、（削除）建築士会等の協力を得て耐震改修工事相談会を開催するなど啓発に努める。さらに、県・市町村及び建築関係団体で構成する愛知県建築物地震対策推進協議会においても、建築物の耐震診断や耐震改修の促進など震前対策等の推進に努める。	体制変更に合わせた修正
	(5)～(7)　（略）	(5)～(7)　（略）	
71	(8)　空き家等の状況確認 市は平常時から、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。	(8)　空き家等の状況確認 市は平時から、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。	防災基本計画に合わせた修正
	(9)　（略）	(9)　（略）	

頁	修　正　前	修　正　後	備　考
73 74	3　（略） 4　土砂災害の防止 (1)　（略） (2)　土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 ア　（略） イ　市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。 (ｱ)　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（(ｴ) に掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）の伝達方法等） (ｲ)～(ｶ)　（略） ウ　土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。 (3)　ハザードマップの作成及び周知 （略） また、基礎調査の結果、土砂災害（特別）警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害（特別）警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。 （略） (4)　（略）	3　（略） 4　土砂災害の防止 (1)　（略） (2)　土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 ア　（略） イ　市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。 (ｱ)　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（(ｴ) に掲げる施設の所有者又は管理者に対するレベル４土砂災害危険警報の伝達方法等） (ｲ)～(ｶ)　（略） ウ　レベル４土砂災害危険警報が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。 (3)　ハザードマップの作成及び周知 （略） また、基礎調査の結果、土砂災害（特別）警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害（特別）警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講ずるよう努める。 （略） (4)　（略）	愛知県地域防災計画に合わせた修正 防災基本計画に合わせた修正
	第２節　都市基盤整備の推進	第２節　都市基盤整備の推進	
79	2　ライフライン施設 (1)　（略） (2)　上水道 ア　（略） イ　応急復旧体制等の整備 (ｱ)、(ｲ)　（略） （追加）	2　ライフライン施設 (1)　（略） (2)　上水道 ア　（略） イ　応急復旧体制等の整備 (ｱ)、(ｲ)　（略） (ｳ)　市は、地域住民や企業が所有する井戸を災害用井戸として活用するための登録制度により、非常用水源の確保に努めるものとする。	愛知県地域防災計画に合わせた修正

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
		(ｴ)　発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。また、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。 (ｵ)　水道事業者（市）は、発災後においても施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。	
	ウ　（略）	ウ　（略）	
80	(3)　下水道 衛生的な生活環境を確保するため、下水道施設の計画、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実情に応じて必要な対策を講じる。 ア、イ　（略） （追加）	(3)　下水道 衛生的な生活環境を確保するため、下水道施設の計画、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実情に応じて必要な対策を講ずる。 ア、イ　（略） ウ　防災体制の強化 発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。さらに、宅内配管について、迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。	防災基本計画に合わせた修正 愛知県地域防災計画に合わせた修正
	(4)～(6)　（略） (7)　通信施設 ア　電気通信 （略）	(4)～(6)　（略） (7)　通信施設 ア　電気通信 （略）	
81	(ｱ)　西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、国内電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。 a～f　（略）	(ｱ)　ＮＴＴ西日本株式会社、ＮＴＴドコモビジネス株式会社 ＮＴＴ西日本株式会社及びＮＴＴドコモビジネス株式会社は、国内電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。 a～f　（略）	社名変更による修正

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	(ｲ)～(ｵ)　(略) (8)　(略)	(ｲ)～(ｵ)　(略) (8)　(略)	
	第３節　防災対策施設の整備	第３節　防災対策施設の整備	
87	４　指定避難所等 (略) また、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。（追加） (1)　指定避難所等の指定 避難所が被災した市民が一定時間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、小学校等の市民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとし、各施設においては、あらかじめ必要な機能を整理し、避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、耐震性、耐火性の確保、バリアフリー化、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進め、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。さらに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 (略) (2)　指定一般避難所及び指定福祉避難所の整備 ア～エ　(略) 89　オ　緊急時に有効と思われる設備には、次のものが考えられるが、これらについては平常時から指定避難所等に備え付け、即時に利用できるよう整備に努めるものとする。 (ｱ) ～ (ｳ)　(略) カ　(略) (3)　避難所の運営管理体制の整備 ア～カ　(略)	４　指定避難所等 (略) また、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。併せて、受け入れた被災住民に対して、必要な支援情報を提供する体制を整える。 (1)　指定避難所等の指定 避難所が被災した市民が一定時間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、小学校等の市民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとし、各施設においては、あらかじめ必要な機能を整理し、避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、耐震性、耐火性の確保、バリアフリー化、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進め、平時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。さらに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 (略) (2)　指定一般避難所及び指定福祉避難所の整備 ア～エ　(略) オ　緊急時に有効と思われる設備には、次のものが考えられるが、これらについては平時から指定避難所等に備え付け、即時に利用できるよう整備に努めるものとする。 (ｱ) ～ (ｳ)　(略) カ　(略) (3)　避難所の運営管理体制の整備 ア～カ　(略)	防災基本計画に合わせた修正 防災基本計画に合わせた修正

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
90	キ　市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 ク　感染症対策について、平常時から本部事務局部、救護福祉部及び避難部が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。 ケ、コ　（略） (4)　（略）	キ　市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 ク　感染症対策について、平時から本部事務局部、救護福祉部及び避難部が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。 ケ、コ　（略） (4)　（略）	防災基本計画に合わせた修正
91	(5)　避難に関する広報 市及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所や指定一般避難所及び指定福祉避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。 また、指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所、災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・ＰＲ紙等を活用して広報活動を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。 （略） ア、イ　（略） (6)　（略）	(5)　避難に関する広報 市及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知するものとする。また、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所や指定一般避難所及び指定福祉避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。 さらに、指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所、災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・ＰＲ紙等を活用して広報活動を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。 （略） ア、イ　（略） (6)　（略）	愛知県地域防災計画に合わせた修正
92	(7)　避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援 ア　市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。	(7)　避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援 ア　市は、指定避難所だけでなく、追認避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。	愛知県地域防災計画に合わせた修正

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	イ　（略）	イ　（略）	
	5　避難行動の促進対策	5　避難行動の促進対策	
	(1)、(2)　（略）	(1)、(2)　（略）	
93	(3)　市長は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。また、避難に関する次の事項等の知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。	(3)　市長は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。また、避難に関する次の事項等の知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。	
	ア　平常時における避難のための知識	ア　平時における避難のための知識	防災基本計画に合わせた修正
	イ、ウ　（略）	イ、ウ　（略）	
	(4)　（略）	(4)　（略）	
	6　防災施設及び災害対策用資機材の整備	6　防災施設及び災害対策用資機材の整備	
	(1)、(2)　（略）	(1)、(2)　（略）	
94	(3)　消防車両・資機材	(3)　消防施設、車両、資器材の整備等	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	（略）	（略）	
95	(4)　通信手段の確保	(4)　通信手段の確保	
	市、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化し、通信連絡機能の維持を図る。	市、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化し、通信連絡機能の維持を図る。	防災基本計画に合わせた修正
	（略）	（略）	
	(5)　（略）	(5)　（略）	
	第５章　南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	第５章　南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	
	第２節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	第２節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	
	2　後発地震に対して警戒・注意する体制を確保するべき期間	2　後発地震に対して警戒・注意する体制を確保するべき期間	
	市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード 8.0 以上の地震の発生から１週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード 6.8 以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆ	市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード 8.0 以上の地震の発生から１週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード 6.8 以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆ	

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
99	っくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して、第１次非常配備態勢を確保する。また、当該期間の経過後１週間、後発地震に対して注意するため、警戒本部体制を確保する。 ３　市民への周知・呼びかけ 市及び県は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め及び家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えの再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。 ４　避難対策等 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドラインにおいて、津波浸水想定区域から避難可能範囲を除いた地域を、事前避難対象地域とし、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、事前に避難することとしているが、当市においては津波浸水想定区域がないため、事前避難対象地域は存在しない。そのため、市民が事前避難をする際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい市民に対しては、市が避難所の確保を検討する。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて、市民に理解を得られるよう啓発に努める。 ５　（略）	っくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して、第１次非常配備態勢を確保する。また、当該期間の経過後１週間、後発地震に対して注意するため、警戒本部体制を確保する。 ３　市民への周知・呼びかけ 市及び県は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め及び家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えの再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等の防災対応をとる旨を呼び掛けるものとする。 ４　避難対策等 南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドラインにおいて、津波浸水想定区域から避難可能範囲を除いた地域を、事前避難対象地域とし、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、事前に避難することとしているが、当市においては津波浸水想定区域がないため、事前避難対象地域は存在しない。そのため、市民が事前避難をする際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい市民に対しては、市が避難所の確保を検討する。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて、市民に理解を得られるよう啓発に努める。 ５　（略）	防災基本計画に合わせた修正 愛知県地域防災計画に合わせた修正
100	６　ライフライン関係等 水道、電気、ガス、通信及び放送関係事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。	６　ライフライン関係等 水道事業者、下水道管理者、電気、ガス、通信及び放送関係事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な措置を講ずる体制を確保するものとする。	愛知県地域防災計画に合わせた修正

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td></td><td>第３節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</td><td>第３節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</td><td></td></tr>
<tr><td>102</td><td>３　市民への周知・呼びかけ
市及び県は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め及び家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えの再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。
（追加）</td><td>３　市民への周知・呼びかけ
市及び県は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め及び家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えの再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等の防災対応をとる旨を呼び掛けるものとする。
4　市及び県が管理等を行う施設・設備等に関する対策
市及び県は、施設・整備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。</td><td>防災基本計画に合わせた修正
愛知県地域防災計画に合わせた修正</td></tr>
<tr><td></td><td>第３編　災害応急対策計画</td><td>第３編　災害応急対策計画</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第１章　応急活動組織</td><td>第１章　応急活動組織</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第１節　活動組織の設置</td><td>第１節　活動組織の設置</td><td></td></tr>
<tr><td>107
108</td><td>６　配備態勢等
(1)　配備態勢
ア～ウ　（略）
本部配備態勢
<table>
<tr><th>種別</th><th>配備基準</th><th>設置組織</th><th>配備要員</th><th>主な活動内容</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>第１次非常配備態勢</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）
1　部長及び総括担当者全員
（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>第２次非常配</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）
1　部長及び</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>６　配備態勢等
(1)　配備態勢
ア～ウ　（略）
本部配備態勢
<table>
<tr><th>種別</th><th>配備基準</th><th>設置組織</th><th>配備要員</th><th>主な活動内容</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>第１次非常配備態勢</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）
1　部長及び総括担当者（主幹を含む）及び指導主事（課長職）全員
（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>第２次非常配</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）
1　部長及び</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>表記の整理</td></tr>
</table>

頁	修正前	修正後	備考
	備態勢 / 総括担当者 全員 / （略） （注）１、２　（略） 施設配備態勢 （表略） (2)～(5)　（略）	備態勢 / 総括担当者（主幹を含む）及び指導主事（課長職）全員 / （略） （注）１、２　（略） 施設配備態勢 （表略） (2)～(5)　（略）	
111	（追加）	7　職員の健康管理 市は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	第２節　広域応援等の要請及び受入れ	第２節　広域応援等の要請及び受入れ	
112	1　職員の派遣要請 (1)～(3)　（略） (4)　被災市町村への職員派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。 （追加） （略）	1　職員の派遣要請 (1)～(3)　（略） (4)　被災市町村への職員派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。 なお、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。 （略）	愛知県地域防災計画に合わせた修正
113	2　（略） （追加）	2　（略） 3　知事に対する応急措置の実施の要請の要求等（災害対策基本法第68条の２） 市長は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。 市は、県との通信の途絶等の理由により、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定地方行政機関に通知するものとする。	愛知県地域防災計画に合わせた修正

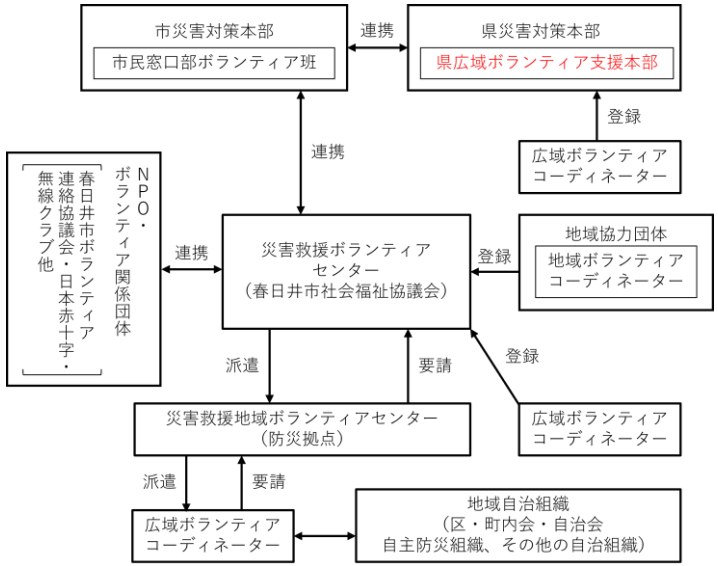
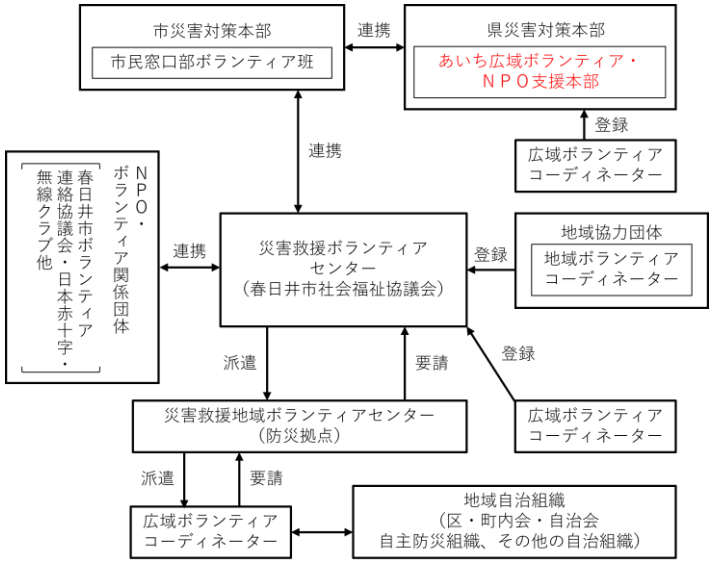
<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>114

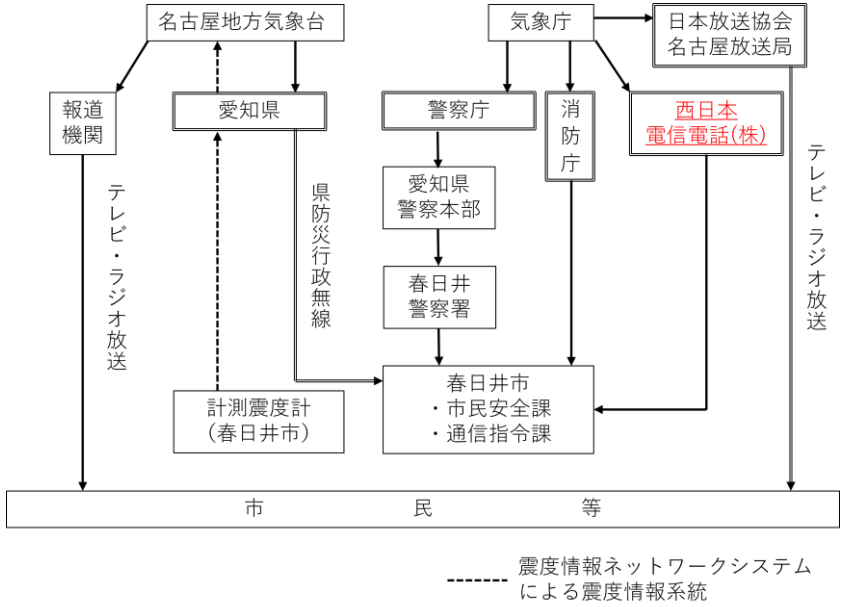
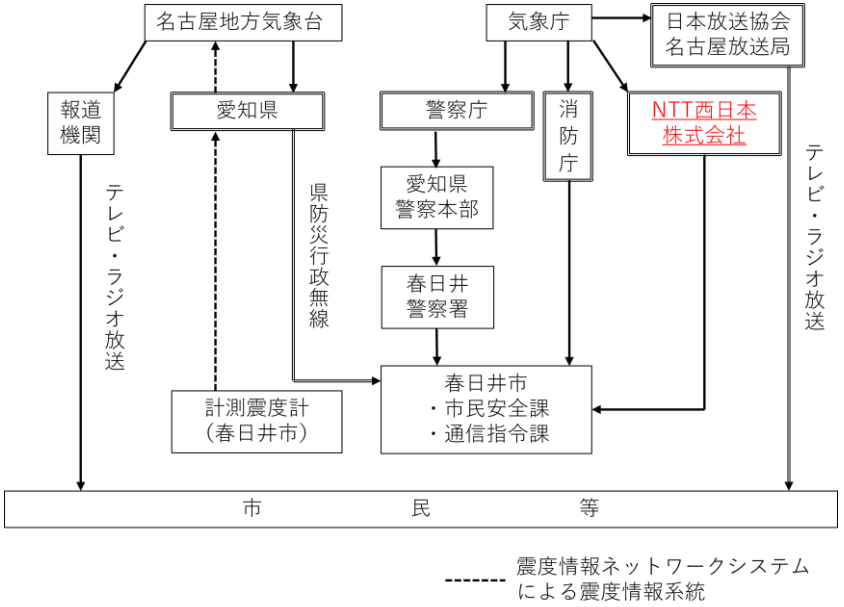
115</td>
<td>
3　他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第 67 条）
（略）
(1)　（略）
(2)　東尾張地区市町及び連絡担当部局
<table>
<tr><th rowspan="3">市町名</th><th rowspan="3">担当部課名</th><th rowspan="3">住　　所</th><th rowspan="3">連絡先</th><th>電話</th></tr>
<tr><th>ＦＡＸ</th></tr>
<tr><th>防災行政無線電話</th></tr>
<tr><td>瀬戸市</td><td>市長直轄組織
危機管理課</td><td>瀬戸市追分町 64 番地の 1</td><td colspan="2">0561-88-2600
0561-21-6607
704-2-532</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>日進市</td><td>生活安全部
防災交通課</td><td>日進市蟹甲町池下 268 番地</td><td colspan="2">0561-73-3279
0561-74-0258
730-2-242</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>長久手市</td><td>くらし文化部
安心安全課</td><td>長久手市岩作城の内 60 番地 1</td><td colspan="2">0561-63-1111
0561-63-6585
732-2-366</td></tr>
<tr><td>東郷町</td><td>総務部
地域安全課</td><td>愛知郡東郷町大字春木字羽根穴 1 番地</td><td colspan="2">0561-56-0719
0561-38-0001
731-2-2332</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
（略）
(3)　施行時特例市応援要請手続き
春日井市が所属するＣブロックの代表市へ応援を要請する。なお、令和 7 年度は、宝塚市が代表市となっている。

ア、イ　（略）
</td>
<td>
4　他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第 67 条）
（略）
(1)　（略）
(2)　東尾張地区市町及び連絡担当部局
<table>
<tr><th rowspan="3">市町名</th><th rowspan="3">担当部課名</th><th rowspan="3">住　　所</th><th rowspan="3">連絡先</th><th>電話</th></tr>
<tr><th>ＦＡＸ</th></tr>
<tr><th>防災行政無線電話</th></tr>
<tr><td>瀬戸市</td><td>市長直轄組織
防災安全課</td><td>瀬戸市追分町 64 番地の 1</td><td colspan="2">0561-88-2600
0561-21-6607
704-2-532</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>日進市</td><td>総務部
防災安全課</td><td>日進市蟹甲町池下 268 番地</td><td colspan="2">0561-73-3279
0561-74-0258
730-2-242</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>長久手市</td><td>くらし文化部
安心安全課</td><td>長久手市岩作城の内 60 番地 1</td><td colspan="2">0561-56-0611
0561-63-6585
732-2-366</td></tr>
<tr><td>東郷町</td><td>総務部
防災安全課</td><td>愛知郡東郷町大字春木字羽根穴 1 番地</td><td colspan="2">0561-56-0719
0561-38-0001
731-2-2332</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
（略）
(3)　施行時特例市応援要請手続き
春日井市が所属するＣブロックの代表市（代表市に被災があったときには副代表市）へ応援を要請する。なお、令和 8 年度は、当市が代表市となっている。
ア、イ　（略）
</td>
<td>他市町の組織改正に伴う修正

代表市変更に伴う修正</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td></td><td>ウ　代表市の防災担当部署
Ｃブロック代表市 茨木市
<table><tr><th>担当課</th><th>住 所</th><th>連絡先</th><th>電話
FAX</th></tr><tr><td>総務部
危機管理課</td><td>大阪府茨木市駅前三丁目
８番 13 号</td><td>072-620-1617
072-624-9249</td></tr></table></td><td>ウ　代表市の防災担当部署
Ｃブロック代表市 春日井市
<table><tr><th>担当課</th><th>住 所</th><th>連絡先</th><th>電話
FAX</th></tr><tr><td>総務部
市民安全課</td><td>愛知県春日井市鳥居松町
５丁目 44 番地</td><td>0568-85-6072
0568-83-9988</td></tr></table></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第３節　自衛隊の派遣要請及び受入れ</td><td>第３節　自衛隊の派遣要請及び受入れ</td><td></td></tr>
<tr><td>119</td><td>１　派遣要請の手続
(1)　(略)
(2)　連絡先
<table><tr><th rowspan="2">連絡先</th><th colspan="2">連 絡 窓 口</th></tr><tr><th>時間内</th><th>時間外</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>陸上自衛隊
第 10 施設大隊</td><td>第３科
加入電話 (0568)81-7183
内線 234</td><td>当直室
加入電話 (0568)81-7183
内線 302</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table></td><td>１　派遣要請の手続
(1)　(略)
(2)　連絡先
<table><tr><th rowspan="2">連絡先</th><th colspan="2">連 絡 窓 口</th></tr><tr><th>時間内</th><th>時間外</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>陸上自衛隊
第 10 後方支援連隊</td><td>第３科
加入電話 (0568)81-7183
内線 239</td><td>当直室
加入電話 (0568)81-7183
内線 202</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table></td><td>自衛隊組織体制に合わせた修正</td></tr>
<tr><td></td><td>第４節　ボランティアとの連携</td><td>第４節　ボランティアとの連携</td><td></td></tr>
<tr><td>121</td><td>１　災害救援ボランティアセンターの設置
(1)～(3)　(略)
(4)　県広域ボランティア支援本部と連携し、必要に応じて広域ボランティアコーディネーターの派遣を要請する。
(5)　(略)
２　ボランティアコーディネーター
(1)　ボランティアコーディネーターは、市民窓口部ボランティア班及び県広域ボランティア支援本部と連携してボランティアの受入れ（受付及び需給調整）、支援要請の内容把握等を行う。
(2)　(略)
３　ボランティア団体等との連携
(略)</td><td>１　災害救援ボランティアセンターの設置
(1)～(3)　(略)
(4)　あいち広域ボランティア・ＮＰＯ支援本部と連携し、必要に応じて広域ボランティアコーディネーターの派遣を要請する。
(5)　(略)
２　ボランティアコーディネーター
(1)　ボランティアコーディネーターは、市民窓口部ボランティア班及びあいち広域ボランティア・ＮＰＯ支援本部と連携してボランティアの受入れ（受付及び需給調整）、支援要請の内容把握等を行う。
(2)　(略)
３　ボランティア団体等との連携
(略)</td><td>愛知県地域防災計画に合わせた修正</td></tr>
</table>

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
122	ボランティア受入れの流れ 	ボランティア受入れの流れ 	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	第２章　情報の収集及び伝達	第２章　情報の収集及び伝達	
	第１節　通信連絡体制	第１節　通信連絡体制	
123	３　通信の運用 (1)、(2)　(略) (3)　直接通信連絡線(ホットライン)は、次の機関との通信連絡に活用する。 機関名：春日井警察署警備課 西日本電信電話株式会社東海支店 中部電力パワーグリッド株式会社春日井営業所 東邦ガスネットワーク株式会社設備部名古屋地域センター春日井事業所 (4)　県防災情報システムの使用 被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。なお、県防災情報システムは総合防災情報システム（SOBO-WEB）とデー	３　通信の運用 (1)、(2)　(略) (3)　直接通信連絡線(ホットライン)は、次の機関との通信連絡に活用する。 機関名：春日井警察署警備課 ＮＴＴ西日本株式会社東海支店 中部電力パワーグリッド株式会社春日井営業所 東邦ガスネットワーク株式会社設備部名古屋地域センター春日井事業所 (4)　県防災情報システムの使用 被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。なお、災害時に災害対応基本共有情報（ＥＥＩ）に基づいた関係機関と	社名変更による修正 愛知県地域防

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	タ連携が行われている。	の迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ県防災情報システムは新総合防災情報システム（SOBO-WEB）とデータ連携が行われている。	災計画に合わせた修正
	第２節　地震情報等の収集及び伝達	第２節　地震情報等の収集及び伝達	
125	１　地震情報 （1）　情報伝達系統 地震情報の伝達系統は、次のとおり。  注１）、注２）（略） （2）、(3)　（略） ２　（略） ３　その他の情報 （1）　（略）	１　地震情報 （1）　情報伝達系統 地震情報の伝達系統は、次のとおり。  注１）、注２）（略） （2）、(3)　（略） ２　（略） ３　その他の情報 （1）　（略）	社名変更による修正
127	（2）　異常現象の発見及び通報 地震に伴う災害が発生し、又は発生するおそれのある異常現象を発見した者は、直ちに市又は警察署に通報する。異常通報を受	（2）　異常現象の発見及び通報 地震に伴う災害が発生し、又は発生するおそれのある異常現象を発見した者は、直ちに市又は警察署に通報する。異常通報を受	

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td></td><td>けた警察署は、直ちに市に通報する。異常通報を受けた市長は、必要な措置を講じるとともに名古屋地方気象台、県及び関係機関に通報する。また、状況に応じて警戒区域等の設定を行い、又は関係機関に警戒区域等の設定を要請する。</td><td>けた警察署は、直ちに市に通報する。異常通報を受けた市長は、必要な措置を講ずるとともに名古屋地方気象台、県及び関係機関に通報する。また、状況に応じて警戒区域等の設定を行い、又は関係機関に警戒区域等の設定を要請する。</td><td>防災基本計画に合わせた修正</td></tr>
<tr><td></td><td>第３節　被害情報の収集及び伝達</td><td>第３節　被害情報の収集及び伝達</td><td></td></tr>
<tr><td>131</td><td>４　県への報告
（略）
(1)　報告の方法
ア、イ　（略）
ウ　すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして報告に努めるものとする。
エ　（略）
(2)　報告の対象となる被害、内容等
ア、イ　（略）
ウ　報告要領は、次のとおりとする。</td><td>４　県への報告
（略）
(1)　報告の方法
ア、イ　（略）
ウ　全ての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして報告に努めるものとする。
エ　（略）
(2)　報告の対象となる被害、内容等
ア、イ　（略）
ウ　報告要領は、次のとおりとする。</td><td>防災基本計画に合わせた修正</td></tr>
<tr><td>133</td><td><table><tr><td>区 分</td><td>報告を要する場合</td><td>報告先</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>砂防施設被害</td><td>１、２　（略）
３　土石流危険渓流以外であっても、土石流出により負傷者以上の人的被害及び人家、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を生じたとき及びこれらの被害の恐れが生じたとき。
４～６　（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td><table><tr><td>区 分</td><td>報告を要する場合</td><td>報告先</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>砂防施設被害</td><td>１、２　（略）
３　土石流危険渓流以外であっても、土石流出により負傷者以上の人的被害及び人家、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を生じたとき及びこれらの被害のおそれが生じたとき。
４～６　（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>防災基本計画に合わせた修正</td></tr>
<tr><td></td><td>５　火災・災害即報要領に基づく報告
(1)～(5)　（略）</td><td>５　火災・災害即報要領に基づく報告
(1)～(5)　（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>134</td><td>愛知県災害対策本部尾張方面本部への連絡先
<table><tr><td>区分</td><td>平常時</td><td>第１非常配備</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td colspan="3">（略）</td><td colspan="3">（略）</td></tr></table></td><td>愛知県災害対策本部尾張方面本部への連絡先
<table><tr><td>区分</td><td>平時</td><td>第１非常配備</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td colspan="3">（略）</td><td colspan="3">（略）</td></tr></table></td><td>防災基本計画に合わせた修正</td></tr>
<tr><td></td><td>（略）</td><td>（略）</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>135</td><td>愛知県災害対策本部への連絡先
<table><tr><td rowspan="2"></td><td>平常時</td><td>第１非常配備</td><td>第２非常配備（準備体制）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="3">本庁舎２階
防災安全局内</td><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td colspan="3">（略）</td><td colspan="3">（略）</td></tr></table></td><td>愛知県災害対策本部への連絡先
<table><tr><td rowspan="2"></td><td>平時</td><td>第１非常配備</td><td>第２非常配備（準備体制）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="3">本庁舎２階
防災安全局内</td><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td colspan="3">（略）</td><td colspan="3">（略）</td></tr></table></td><td>防災基本計画に合わせた修正</td></tr>
<tr><td></td><td>６　（略）</td><td>６　（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>137</td><td>７　被災者台帳の活用
被災した市民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を活用し、その情報について関係部署間で共有する。（追加）</td><td>７　被災者台帳の活用
被災した市民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を活用し、その情報について関係部署間で共有する。その際には、被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。</td><td>愛知県地域防災計画に合わせた修正</td></tr>
<tr><td></td><td>第３章　消防・救助活動</td><td>第３章　消防・救助活動</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第１節　消防活動</td><td>第１節　消防活動</td><td></td></tr>
<tr><td>143</td><td>２　消防活動
(1)～(6)　（略）
(7)　同時多発の火災防御
ア　部隊運用
(ｱ)、(ｲ)　（略）
(ｳ)　出火現場すべてにポンプを投入（最低基準として１現場１ポンプの投入）
(ｴ)、(ｵ)　（略）
イ、ウ　（略）</td><td>２　消防活動
(1)～(6)　（略）
(7)　同時多発の火災防御
ア　部隊運用
(ｱ)、(ｲ)　（略）
(ｳ)　出火現場全てにポンプを投入（最低基準として１現場１ポンプの投入）
(ｴ)、(ｵ)　（略）
イ、ウ　（略）</td><td>防災基本計画に合わせた修正</td></tr>
<tr><td></td><td>第２節　救助活動</td><td>第２節　救助活動</td><td></td></tr>
<tr><td>145</td><td>１　人命救助活動
(1)～(4)　（略）
(5)　救助活動に当たっては、すべての機関と連携したサイレント・タイムの導入を検討し、生存者の救出に万全を期す。
(6)～(8)　（略）</td><td>１　人命救助活動
(1)～(4)　（略）
(5)　救助活動に当たっては、全ての機関と連携したサイレント・タイムの導入を検討し、生存者の救出に万全を期す。
(6)～(8)（略）</td><td>防災基本計画に合わせた修正</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td></td><td>第４節　防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</td><td>第４節　防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</td><td></td></tr>
<tr><td>149</td><td>１　（略）
<table><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>面積</th><th>摘要</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>落合公園
管理棟駐車場</td><td>（略）</td><td>17.0ｈａ
うち
0.3ｈａ</td><td>ヘリコプター
離着陸可能
緊急消防
援助隊専用</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>２、３　（略）
（追加）</td><td>１　（略）
<table><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>面積</th><th>摘要</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>落合公園
管理棟駐車場</td><td>（略）</td><td>0.3ｈａ</td><td>緊急消防
援助隊専用</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>２、３　（略）
４　物資の輸送拠点
物資拠点の効率的な運営を図るため、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保するものとする。</td><td>表記の整理

愛知県地域防災計画に合わせた修正</td></tr>
<tr><td></td><td>第４章　救援及び救護</td><td>第４章　救援及び救護</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第１節　避難</td><td>第１節　避難</td><td></td></tr>
<tr><td>150</td><td>１　避難指示
(1)　実施責任者・区分等
<table><tr><th>実施責任者</th><th>区　分</th><th>災害の種類</th><th>根　拠　法</th></tr><tr><td>市　長</td><td>指示</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>警　察　官</td><td>指示</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>自　衛　官</td><td>指示</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>知事又はその命を受けた職員</td><td>指示</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>水防管理者（市長）</td><td>指示</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>（注）自衛官の指示は、警察官がその場にいないときに限る。
(2)　避難指示
<table><tr><td>区　　分</td><td>基　準　及　び　方　法</td></tr><tr><td>条　　件</td><td>状況が悪化し、避難すべき時期が切迫したとき又</td></tr></table></td><td>１　避難の指示等
(1)　実施責任者・区分等
<table><tr><th>実施責任者</th><th>（削除）</th><th>災害の種類</th><th>根　拠　法</th></tr><tr><td>市　長</td><td>（削除）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>警　察　官</td><td>（削除）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>自　衛　官</td><td>（削除）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>知事又はその命を受けた職員</td><td>（削除）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>水防管理者（市長）</td><td>（削除）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>（注）自衛官の指示は、警察官がその場にいないときに限る。
（削除）</td><td>表記の整理</td></tr>
</table>

頁	修正前	修正後	備考
	は現に災害が発生し、その現場に残留者がいるとき 伝達内容：指示者、対象地域、避難すべき理由、避難先、避難経路その他必要な事項 伝達方法：広報車の巡回や市Ｗｅｂサイト、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に協力を依頼し伝達する。 (3)　避難指示 区分：基準及び方法 条件：状況が悪化し、避難すべき時期が切迫したとき又は現に災害が発生し、その現場に残留者がいるとき 伝達内容：指示者、対象地域、避難すべき理由、避難先、避難経路その他必要な事項 伝達方法：広報車の巡回や市Ｗｅｂサイト、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に協力を依頼し伝達する。 (4)　屋内避難 周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」の安全確保に関する措置を指示することができる。 (5)　避難指示等の発令 避難指示の発令は、対策本部会議で決定する。なお、発令を行うにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。 また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。 (6)　（略） (7)　市民への周知 避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、広報車の巡回、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、	(2)　市による避難指示等の発令 避難指示の発令は、対策本部会議で決定する。なお、発令を行うにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。 また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。 (3)　屋内避難 周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を発令する等安全確保に関する措置を指示することができる。 (4)　（略） (5)　市民への周知 避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、広報車の巡回、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、	防災基本計画に合わせた修正 及び 記載場所の整理

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	テレビ・ラジオ放送局、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）などの伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。	テレビ・ラジオ放送局、携帯電話（緊急速報メール機能、SNSを含む。）などの伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	(8)　（略）	(6)　（略）	
152	2　広域避難 市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を市内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。	2　広域避難 市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を市内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。その際には、避難先市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	3、4　（略） 5　避難所の開設 （略）	3、4　（略） 5　避難所の開設 （略）	
154	また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。	また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ＩＤを適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	（略） (1)～(3)　（略） 6　避難所等の管理運営 （略）	（略） (1)～(3)　（略） 6　避難所等の管理運営 （略）	
155	(1)～(4)　（略） (5)　避難所のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努	(1)～(4)　（略） (5)　避難所のニーズを早急に把握するとともに内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、次の事項に留意し、良好な生活環境の確保に努める。また、国の災害対応車両登録制度の活用も検討する。	愛知県地域防災計画に合わせた修正

頁	修正前	修正後	備考
	めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。 （追加）	ア　生活空間の確保 避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。 イ　食事の提供 避難者の食事の状況を把握し、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮する。そのため、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料確保に努める。 なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「春日井市避難所運営マニュアル」を参考に配慮する。 ウ　トイレ及び手洗い場と入浴設備の設置 快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための手洗い及び入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。	
155	(6)　避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。	(6)　避難所の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努める。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	(7)　指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。 （略）	(7)　指定避難所等における女性やこども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性やこども等の安全に配慮するよう努めるものとする。 （略）	防災基本計画に合わせた修正
	(8)～(10)　（略）	(8)～(10)　（略）	
156	(11)　給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあっては、公平に行うことを原則として、適切	（削除）	

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
157	迅速な措置を講ずる。 　また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮する。 　なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「春日井市避難所運営マニュアル」を参考に配慮する。 (12)　(略) (13)　(略) (14)　市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。 (15)　(略) (16)　(略) (17)　避難の長期化等必要に応じて、次の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 ア～ケ　(略)	(11)　(略) (12)　(略) (13)　市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (14)　(略) (15)　(略) (16)　避難の長期化等必要に応じて、次の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、手洗い、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 ア～ケ　(略)	防災基本計画に合わせた修正 表記の整理
	第２節　給水	第２節　給水	
158 159	災害の発生により飲料水の確保ができない被災者に対し、生活を保護するため応急給水を行う。 １、２　(略) ３　給水方法 (略) (1)　給水車等による給水 ア　送・配水場から取水し、給水車及びポリ容器により避難所等の応急給水場に運搬し、給水する。 イ　(略) (2)　(略)	災害の発生により飲料水の確保ができない被災者に対し、生活を保護するため、速やかに断水状況を把握した上で、目標水量を目安にし、応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努める。 １、２　(略) ３　給水方法 (略) (1)　給水車等による給水 ア　送・配水場から取水し、給水車及びポリ容器により避難所等の応急給水場に運搬し、給水するが、内容等により臨機に対応する。 イ　(略) (2)　(略)	愛知県地域防災計画に合わせた修正 愛知県地域防災計画に合わせた修正

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td></td><td>第３節　食糧</td><td>第３節　食糧</td><td></td></tr>
<tr><td>160</td><td>１　食糧の供給
(1)　（略）
(2)　調達及び搬送
ア　備蓄食糧
指定一般避難所及び指定福祉避難所で備蓄する食糧は、必要に応じて他の避難所等との融通を図る。また、調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。
イ、ウ　（略）
(3)、(4)　（略）
２、３　（略）
４　食糧等の調達に関する協定
（略）</td><td>１　食糧の供給
(1)　（略）
(2)　調達及び搬送
ア　備蓄食糧
指定一般避難所及び指定福祉避難所で備蓄する食糧は、必要に応じて他の避難所等との融通を図る。また、調達にあたっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。
イ、ウ　（略）
(3)、(4)　（略）
２、３　（略）
４　食糧等の調達に関する協定
（略）</td><td>防災基本計画に合わせた修正</td></tr>
<tr><td>163</td><td><table><tr><th>協　定　先</th><th>物　資　の　種　別</th></tr><tr><td>（略）
ユニー株式会社アピタ高蔵寺店
ＤＣＭカーマ株式会社
株式会社オークワ
（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td><table><tr><th>協　定　先</th><th>物　資　の　種　別</th></tr><tr><td>（略）
ユニー株式会社アピタ高蔵寺店
ＤＣＭ株式会社
株式会社オークワ
（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>社名変更による修正</td></tr>
<tr><td></td><td>第４節　生活必需品</td><td>第４節　生活必需品</td><td></td></tr>
<tr><td>164</td><td>２　調達及び搬送
(1)　備蓄品
指定一般避難所及び指定福祉避難所で備蓄する生活必需品は、必要に応じて他の避難所等との融通を図る。また、調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。
(2)、(3)　（略）
(4)　被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</td><td>２　調達及び搬送
(1)　備蓄品
指定一般避難所及び指定福祉避難所で備蓄する生活必需品は、必要に応じて他の避難所等との融通を図る。また、調達にあたっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。
(2)、(3)　（略）
(4)　被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、避難所等における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとす</td><td>防災基本計画に合わせた修正</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>165</td><td>(5)　(略)
3、4　(略)
5　物資の調達に関する協定
(略)<table><tr><th>協 定 先</th><th>物 資 の 種 別</th></tr><tr><td>(略)
ユニー株式会社アピタ高蔵寺店
ＤＣＭカーマ株式会社
株式会社オークワ
(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table></td><td>る。
(5)　(略)
3、4　(略)
5　物資の調達に関する協定
(略)<table><tr><th>協 定 先</th><th>物 資 の 種 別</th></tr><tr><td>(略)
ユニー株式会社アピタ高蔵寺店
ＤＣＭ株式会社
株式会社オークワ
(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table></td><td>社名変更による修正</td></tr>
<tr><td></td><td>第５節　医療</td><td>第５節　医療</td><td></td></tr>
<tr><td>167</td><td>2　広域医療活動の支援要請
(1)　(略)
(2)　保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対して災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣要請を行う。
3～5　(略)
6　健康支援と心のケア
(1)、(2)　(略)</td><td>2　広域医療活動の支援要請
(1)　(略)
(2)　保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対して災害派遣精神医療チーム（日本ＤＰＡＴ）の派遣要請を行う。
3～5　(略)
6　健康支援と心のケア
(1)、(2)　(略)</td><td>愛知県地域防災計画に合わせた修正</td></tr>
<tr><td>169</td><td>(3)　子どもたちへの健康支援活動
学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。また、児童相談センターでも相談窓口を設置する。
(4)　(略)</td><td>(3)　こどもたちへの健康支援活動
学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。また、児童相談センターでも相談窓口を設置する。
(4)　(略)</td><td>防災基本計画に合わせた修正</td></tr>
<tr><td></td><td>第６節　住宅の確保</td><td>第６節　住宅の確保</td><td></td></tr>
<tr><td>170</td><td>1　被災住宅の調査
(略)
(1)～(4)　(略)</td><td>1　市における措置
(略)
(1)～(4)　(略)</td><td>表記の整理</td></tr>
<tr><td>171</td><td>2　市及び県における措置
(略)
(1)、(2)　(略)</td><td>2　応急仮設住宅の供与
(略)
(1)、(2)　(略)</td><td>表記の整理</td></tr>
</table>

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	(3)　建設用地の確保 ア　（略）	(3)　建設用地の確保 （略）	
171	イ　市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。 なお、用地の選定に当たっては、災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮する。	（第２編第１章第２節８に移動）	記載場所の整理
	(4)　（略）	(4)　（略）	
172	(5)　賃貸住宅の借上げ 県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用について」（平成24年11月国土交通省・厚生労働省）を参考に賃貸住宅の借上げを行う。	(5)　賃貸住宅の借上げ 県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用について」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）等を参考に賃貸住宅の借上げを行う。	表記の整理
	(6)　（略）	(6)　（略）	
173	3　公営住宅等の一時使用 （略） (1)～(3)　（略） （追加）	3　公共賃貸住宅等への一時入居 （略） (1)～(3)　（略） (4)　使用料等の軽減措置 被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。	風水害計画との整合
	4　被災住宅の応急修理 （略） (1)　（略） (2)　日常生活に必要な最小限度の部分の修理 ア～ウ　（略）	4　被災住宅の応急修理 （略） (1)　（略） (2)　日常生活に必要な最小限度の部分の修理 ア～ウ　（略）	
174	エ　修理の期間 修理は、原則として災害が発生してから３か月以内（災害対策基本法に規定する国の災害対策本部が設置された場合は、６か月以内）に完了するものとする。（追加）	エ　修理の期間 修理は、原則として災害が発生してから３か月以内（災害対策基本法に規定する国の災害対策本部が設置された場合は、６か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	オ　（略）	オ　（略）	

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td></td><td>第９節　緊急輸送</td><td>第９節　緊急輸送</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>１　緊急輸送手段の確保
(1)　（略）</td><td>１　緊急輸送手段の確保
(1)　（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>179</td><td>(2)　緊急輸送道路の機能確保
管理道路における緊急輸送道路について、協定締結団体の協力を得つつ、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。
（略）</td><td>(2)　緊急輸送道路の機能確保
管理道路における緊急輸送道路について、協定締結団体の協力を得つつ、道路啓開、応急復旧等を行い、緊急車両の通行の確保に努める。
（略）</td><td>防災基本計画に合わせた修正</td></tr>
<tr><td></td><td>(3)　（略）
(4)　道路占用物件の緊急復旧
大規模災害等によりライフラインが被災し、その復旧に急を要する場合に備え、可能な範囲で、復旧作業の実施に係る手続の簡素化を図るものとする。</td><td>(3)　（略）
(4)　道路占用物件の緊急復旧
大規模災害等によりライフラインが被災し、その復旧に急を要する場合に備え、可能な範囲で、復旧作業の実施に係る手続の簡素化を図るものとする。</td><td>愛知県地域防災計画に合わせた修正</td></tr>
<tr><td></td><td>(4)　緊急車両の調達等
ア　（略）
イ　災害の規模等必要に応じ、協定締結団体に協力を要請する。
<table><tr><th>協 定 先</th><th>協 定 の 内 容</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>株式会社トヨタレンタリース愛知
NTP ホールディングス株式会社
J-net レンタリース株式会社</td><td>輸送車両の供給</td></tr><tr><td>（追加）
エートス協同組合</td><td>車両の移動</td></tr></table>ウ　（略）</td><td>(5)　緊急車両の調達等
ア　（略）
イ　災害の規模等必要に応じ、協定締結団体に協力を要請する。
<table><tr><th>協 定 先</th><th>協 定 の 内 容</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>株式会社トヨタレンタリース愛知
NTP ホールディングス株式会社
J-net レンタリース株式会社</td><td>輸送車両の供給</td></tr><tr><td>堀尾物産株式会社
エートス協同組合</td><td>車両の移動</td></tr></table>ウ　（略）</td><td>表記の整理</td></tr>
<tr><td></td><td>(5)、(6)　（略）</td><td>(5)、(6)　（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>180</td><td>(7)　輸送体制
ア　車両の管理
対策本部が設置されたときは、消防車両を除く公用車及び調達車は、すべて本部事務局部が集中管理する。
イ、ウ　（略）</td><td>(7)　輸送体制
ア　車両の管理
対策本部が設置されたときは、消防車両を除く公用車及び調達車は、全て本部事務局部が集中管理する。
イ、ウ　（略）</td><td>防災基本計画に合わせた修正</td></tr>
</table>

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	第 10 節　帰宅困難者対策	第 10 節　帰宅困難者対策	
182	（略） 帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等多岐にわたるものであり、事業所、学校、防災関係機関が連携及び協力し、支援体制の構築を図っていくとともに必要な対策を講じる。	（略） 帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等多岐にわたるものであり、事業所、学校、防災関係機関が連携及び協力し、支援体制の構築を図っていくとともに必要な対策を講ずる。	防災基本計画に合わせた修正
	第５章　要配慮者対策	第５章　要配慮者対策	
	第１節　支援対策	第１節　支援対策	
184	１　避難行動要支援者の避難支援 (1)　（略） (2)　避難行動要支援者の避難支援 平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。 また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。 (3)、(4)　（略）	１　避難行動要支援者の避難支援 (1)　（略） (2)　避難行動要支援者の避難支援 平時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。 また、平時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。 (3)、(4)　（略）	防災基本計画に合わせた修正
	第２節　要配慮者への対応	第２節　要配慮者への対応	
186	４　外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。 （追加） (1)～(3)　（略）	４　外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。 また、災害時に外国人の被災状況等の情報収集や多言語による情報提供を行う部署及び対応方法をあらかじめ定めるものとする。 (1)～(3)　（略）	愛知県地域防災計画に合わせた修正

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	第６章　都市施設の応急対策	第６章　都市施設の応急対策	
	第１節　公共施設	第１節　公共施設	
188	４　市役所本庁舎等の公共施設 (1)　利用者の安全確保 （略） ア　（略） イ　館内放送等により、災害時における混乱防止措置を講じるとともに、災害情報等の提供に努め、不安の解消を図る。 ウ～オ　（略） (2)、(3)　（略）	４　市役所本庁舎等の公共施設 (1)　利用者の安全確保 （略） ア　（略） イ　館内放送等により、災害時における混乱防止措置を講ずるとともに、災害情報等の提供に努め、不安の解消を図る。 ウ～オ　（略） (2)、(3)　（略）	防災基本計画に合わせた修正
	第２節　ライフライン	第２節　ライフライン	
192	６　電話 (1)　西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。 ア、イ　（略） ウ　応急復旧活動の実施 （略） (ｱ)　西日本電信電話株式会社	６　電話 (1)　ＮＴＴ西日本株式会社及びＮＴＴドコモビジネス株式会社 ＮＴＴ西日本株式会社及びＮＴＴドコモビジネス株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。 ア、イ　（略） ウ　応急復旧活動の実施 （略） (ｱ)　ＮＴＴ西日本株式会社	社名変更による修正 社名変更による修正
193	a～d　（略） (ｲ)　エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 a、b　（略） エ　（略） (2)　（略） ア～ウ　（略） エ　応援体制の確立	a～d　（略） (ｲ)　ＮＴＴドコモビジネス株式会社 a、b　（略） エ　（略） (2)　（略） ア～ウ　（略） エ　応援体制の確立	

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>194</td><td>本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。
また、西日本電信電話株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を行う。
(3)、(4)　（略）</td><td>本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。
また、ＮＴＴ西日本株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を行う。
(3)、(4)　（略）</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第８章　廃棄物対策</td><td>第８章　廃棄物対策</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第１節　ごみ・し尿対策</td><td>第１節　ごみ・し尿対策</td><td></td></tr>
<tr><td>203</td><td>１　災害廃棄物処理実行計画の策定
市は、災害時の廃棄物に係る処理体制を確保するため、平成 31 年３月に春日井市災害廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）を策定した。処理計画は、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理できるよう、仮置場の確保や運用方針、生活ごみや避難所ごみ、仮設トイレのし尿等の処理体制及び周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示したものである。
（追加）</td><td>１　災害廃棄物処理実行計画の策定
市は、災害時の廃棄物に係る処理体制を確保するため、平成 31 年３月に春日井市災害廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）を策定した。処理計画は、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理できるよう、仮置場の確保や運用方針、生活ごみや避難所ごみ、仮設トイレのし尿等の処理体制及び周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示したものである。
処理計画は、必要に応じて見直しを行い、計画の実効性向上に努める。</td><td>愛知県地域防災計画に合わせた修正</td></tr>
<tr><td></td><td>第 10 章　災害救助法の適用</td><td>第 10 章　災害救助法の適用</td><td></td></tr>
<tr><td>213</td><td>２　救助の種類
（略）
<table>
<tr><th rowspan="2">救助の種類</th><th colspan="2">実施者</th></tr>
<tr><th>局地災害の場合</th><th>広域災害の場合</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>医療、助産</td><td>市（県が委任）</td><td>県（福祉局、保健医療局）
日本赤十字社愛知県支部</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr>
<tr><td>（追加）</td><td colspan="2">（追加）</td></tr>
</table></td><td>２　救助の種類
（略）
<table>
<tr><th rowspan="2">救助の種類</th><th colspan="2">実施者</th></tr>
<tr><th>局地災害の場合</th><th>広域災害の場合</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>医療、助産</td><td>市（県が委任）</td><td>県（保健医療局）
日本赤十字社愛知県支部</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr>
<tr><td>福祉サービスの提供</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣等</td><td colspan="2">県（福祉局）</td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr>
</table></td><td>愛知県地域防災計画に合わせた修正</td></tr>
</table>

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	住宅の応急修理 住家の被害の拡大を阻止するための緊急の修理 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 市（県が委任） 県（建築局） （略） （略） （略）	住宅の応急修理 住家の被害の拡大を阻止するための緊急の修理 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 市（県が委任） 県（防災安全局、建築局） （略） （略） （略）	
	第４編　災害復旧・復興計画	第４編　災害復旧・復興計画	
	第１章　市民生活安定のための緊急措置	第１章　市民生活安定のための緊急措置	
	第１節　罹災証明書の交付等	第１節　罹災証明書の交付等	
215	１　罹災証明書の交付等 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険等の各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査に係る担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付するものとする。	１　罹災証明書の交付等 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険等の各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査に係る担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付するものとする。	愛知県地域防災計画に合わせた修正
219	（追加）	第６節　特別行政相談活動	
	（追加）	中部管区行政評価局は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する次の特別行政相談活動を行うものとする。 (1)　被災者への生活支援情報の提供 (2)　専用電話を備えた行政相談窓口の開設 (3)　特別行政相談所の開設 その際、市は、円滑な相談活動の実施に向けて、中部管区行政評価局と必要な連絡・調整を図るものとする。	愛知県地域防災計画に合わせた修正

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td></td><td>第２章　復興体制</td><td>第２章　復興体制</td><td></td></tr>
<tr><td>220</td><td>２　市復興計画の策定
市内で、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、「大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号。以下「復興法」という。）」に定める要件に該当する地域が生じた場合は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。（追加）</td><td>２　市復興計画の策定
市内で、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、「大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号。以下「復興法」という。）」に定める要件に該当する地域が生じた場合は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。なお、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備の取組に努めるものとする。</td><td>愛知県地域防災計画に合わせた修正</td></tr>
<tr><td></td><td>計画資料</td><td>計画資料</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>資料２　マグニチュード（M）と地震の程度</td><td>資料２　マグニチュード（M）と地震の程度</td><td></td></tr>
<tr><td>232</td><td>
<table>
<tr><th>ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ(M)</th><th>地震の程度</th><th>過去の大地震</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>7～8</td><td>・かなりの大地震
・内陸に起こると大被害を生ずることがある。
・海底に起こると津波を伴う。
・日本付近で１年に１回程度発生</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>6～7</td><td>・内陸に起こると（特に震源が浅いとき。）被害を生ずることがある。
・日本付近で１年に 10 回程度発生</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>4～6</td><td>・被害を生ずることはほとんどない。時々感じる地震の大部分はこの程度のもの。
・日本付近で１年に 100 回程度発生</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
※　過去の地震については、理科年表による。
</td><td>
<table>
<tr><th>ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ(M)</th><th>地震の程度</th><th>過去の大地震</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>7～8</td><td>・かなりの大地震
・内陸に起こると大被害を生じることがある。
・海底に起こると津波を伴う。
・日本付近で１年に１回程度発生</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>6～7</td><td>・内陸に起こると（特に震源が浅いとき。）被害を生じることがある。
・日本付近で１年に 10 回程度発生</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>4～6</td><td>・被害を生じることはほとんどない。時々感じる地震の大部分はこの程度のもの。
・日本付近で１年に 100 回程度発生</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
※　過去の地震については、理科年表による。
</td><td>防災基本計画に合わせた修正</td></tr>
</table>

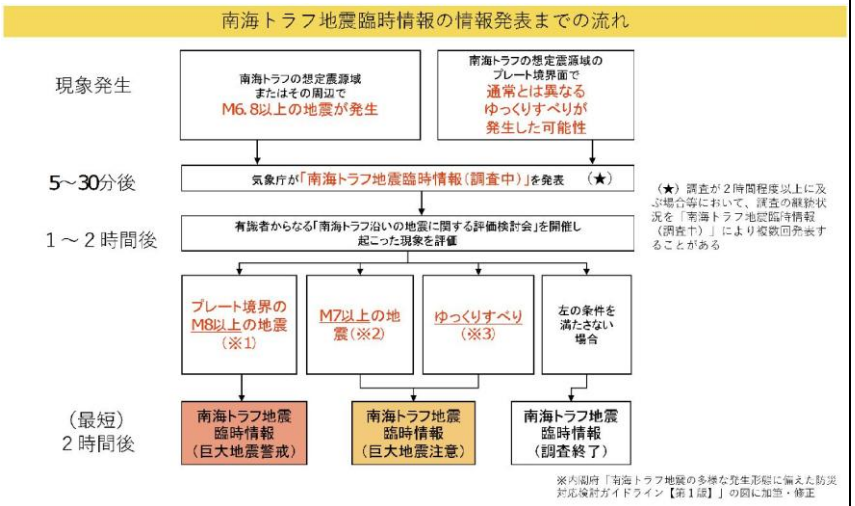
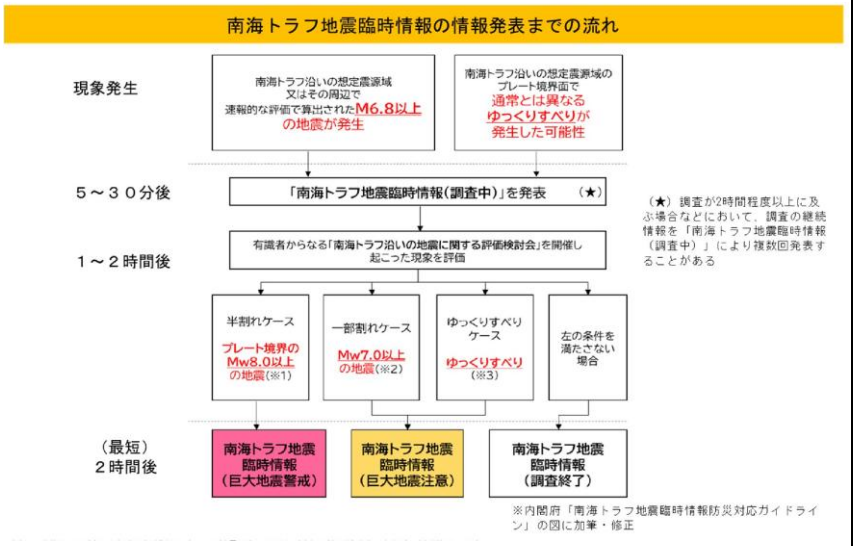
<table>
<tr><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>資料３　著名な大地震</td><td>資料３　著名な大地震</td><td></td></tr>
<tr><td>237</td><td>
<table>
<tr><th>年月日</th><th>地震名</th><th>規模（M）</th><th>地　域</th><th>被害状況等</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>23.3.11</td><td>平成23年東北地方太平洋沖地震</td><td>9.0</td><td>三陸沖</td><td>死者19,747、行方不明者2,556、負傷者6,242、住家全壊122,005、半壊283,156最大震度７
（※令和３年３月９日公表、消防庁第161報による）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>令和6.1.1</td><td>令和６年能登半島地震</td><td>7.6</td><td>能登半島沖</td><td>死者341、負傷者1,334、住家全壊6,273、半壊20,892、最大震度７
（※令和６年８月21日公表、消防庁第109報による）</td></tr>
</table>
注：理科年表による。</td><td>
<table>
<tr><th>年月日</th><th>地震名</th><th>規模（M）</th><th>地　域</th><th>被害状況等</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>23.3.11</td><td>平成23年東北地方太平洋沖地震</td><td>9.0</td><td>三陸沖</td><td>死者19,787、行方不明者2,549、負傷者6,254、住家全壊122,204、半壊287,896、最大震度７
（※令和８年３月９日公表、消防庁第166報による）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>令和6.1.1</td><td>令和６年能登半島地震</td><td>7.6</td><td>能登半島沖</td><td>死者720、負傷者1,407、住家全壊6,536、半壊23,707、最大震度７
（※令和８年３月31日公表、消防庁第123報による）</td></tr>
</table>
注：理科年表による。</td><td>消防庁速報の更新による修正</td></tr>
<tr><td></td><td>資料５　東海地震に関する事前対策</td><td>資料５　東海地震に関する事前対策</td><td></td></tr>
<tr><td>246</td><td>３　発災に備えた直前対策
(1)　（略）
(2)　避難等の対策
ア　（略）
イ　警察官が行う避難対策
避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する恐れがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受ける恐れのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。
ウ　（略）
(3)　（略）</td><td>３　発災に備えた直前対策
(1)　（略）
(2)　避難等の対策
ア　（略）
イ　警察官が行う避難対策
避難に伴う混雑等により危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。
ウ　（略）
(3)　（略）</td><td>防災基本計画に合わせた修正</td></tr>
<tr><td>250</td><td>(4)　都市施設の対策
ア～エ　（略）
オ　上水道
技術部は、震災に備えた緊急貯水を市民に強く呼びかけると</td><td>(4)　都市施設の対策
ア～エ　（略）
オ　上水道
技術部は、震災に備えた緊急貯水を市民に強く呼び掛けると</td><td>防災基本計画</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>251</td><td>ともに、次の措置を講ずる。
(ｱ) ～ (ｵ)　(略)
カ～ク　(略)
ケ　通信
西日本電信電話株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため次の措置を行う。
また、他の通信会社は、これに準じた措置をとるものとする。
(ｱ)　地震防災応急対策等に関する広報
(略)
a～c　(略)
d　西日本電信電話株式会社の東海支店における業務実施状況
e、f　(略)
(ｲ)～(ｵ)　(略)
(5)～(10)　(略)</td><td>ともに、次の措置を講ずる。
(ｱ) ～ (ｵ)　(略)
カ～ク　(略)
ケ　通信
ＮＴＴ西日本株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため次の措置を行う。
また、他の通信会社は、これに準じた措置をとるものとする。
(ｱ)　地震防災応急対策等に関する広報
(略)
a～c　(略)
d　ＮＴＴ西日本株式会社の東海支店における業務実施状況
e、f　(略)
(ｲ)～(ｵ)　(略)
(5)～(10)　(略)</td><td>に合わせた修正

社名変更による修正</td></tr>
<tr><td></td><td>資料７　地震・津波被害の予測及び減災効果</td><td>資料７　地震・津波被害の予測及び減災効果</td><td></td></tr>
<tr><td>265</td><td>１　南海トラフで発生するおそれのある地震・津波の被害予測及び減災効果</td><td>１　南海トラフで発生するおそれのある地震・津波の被害予測及び減災効果
(別紙のとおり修正する)。</td><td>愛知県南海トラフ地震被害予測調査結果に伴う修正</td></tr>
<tr><td></td><td>資料８　春日井市の被害量等</td><td>資料８　春日井市の被害量等</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>２　被害量
<table><tr><td>項目</td><td>過去地震最大モデル</td><td colspan="2">理論上最大想定モデル</td><td>過去地震最大モデル</td><td>理論上最大想定モデル</td></tr><tr><td></td><td>県全体で最大被害</td><td>陸側ケース</td><td>東側ケース</td><td>市町村別で最大</td><td>陸側ケース</td></tr></table></td><td>２　被害量
<table><tr><td>項目</td><td>過去地震最大モデル</td><td colspan="2">理論上最大想定モデル</td><td>(削除)</td><td>(削除)</td></tr><tr><td></td><td>県全体で最大被害</td><td>陸側ケース</td><td>東側ケース</td><td>(削除)</td><td>(削除)</td></tr></table></td><td></td></tr>
</table>

頁	修正前						修正後						備考
	全壊・焼失棟数（夕方18時発災）	揺れ	約70	約300	約30	約70	約300	全壊・焼失棟数（冬・夕方）	揺れ	約100	約300	約50	（削除）	（削除）	
		液状化	約10	約20	約10	約10	約20		液状化	*	*	*	（削除）	（削除）	
		浸水・津波	*	*	*	*	*		浸水・津波	*	*	*	（削除）	（削除）	
		急傾斜地崩壊等	*	*	*	*	*		急傾斜地崩壊等	*	*	*	（削除）	（削除）	
		火災	約200	約500	約100	約200	約500		火災	約50	約200	約10	（削除）	（削除）	
		合計	約300	約800	約200	約300	約800		合計	約100	約500	約60	（削除）	（削除）	
	死者数（早期避難率低の場合）	季節・時間帯	冬深夜5時発災			冬夕方18時		死者数（冬・深夜、早期避難率低の場合）	（削除）	（削除）			（削除）		
		建物倒壊	*	約10	*	*	約10		建物倒壊	*	約10	*	（削除）	（削除）	
		うち屋内収容物移動・店頭、屋内落下物	*	*	*	*	*		うち屋内収容物移動・店頭、屋内落下物	*	*	*	（削除）	（削除）	
		浸水・津波	*	*	*	*	*		浸水・津波	*	*	*	（削除）	（削除）	
		うち自力脱出	*	*	*	*	*		うち自力脱出	*	*	*	（削除）	（削除）	

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td>困難</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>うち逃げ遅れ</td><td>＊</td><td>＊</td><td>＊</td><td>＊</td><td>＊</td></tr>
<tr><td colspan="2">急傾斜地等</td><td>＊</td><td>＊</td><td>＊</td><td>＊</td><td>＊</td></tr>
<tr><td colspan="2">火災</td><td>＊</td><td>＊</td><td>＊</td><td>約 10</td><td>約 20</td></tr>
<tr><td colspan="2">ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物</td><td>＊</td><td>＊</td><td>＊</td><td>＊</td><td>＊</td></tr>
<tr><td colspan="2">合計</td><td>＊</td><td>約 10</td><td>＊</td><td>＊</td><td>約 30</td></tr>
</table>
（略）
（追加）</td><td>）
<table>
<tr><td></td><td>困難</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>うち逃げ遅れ</td><td>＊</td><td>＊</td><td>＊</td><td>（削除）</td><td>（削除）</td></tr>
<tr><td colspan="2">急傾斜地等</td><td>＊</td><td>＊</td><td>＊</td><td>（削除）</td><td>（削除）</td></tr>
<tr><td colspan="2">火災</td><td>＊</td><td>＊</td><td>＊</td><td>（削除）</td><td>（削除）</td></tr>
<tr><td colspan="2">ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物</td><td>＊</td><td>＊</td><td>＊</td><td>（削除）</td><td>（削除）</td></tr>
<tr><td colspan="2">合計</td><td>＊</td><td>約 10</td><td>＊</td><td>（削除）</td><td>（削除）</td></tr>
</table>
（略）
3　避難者数
<table>
<tr><td>避難者数（人）
（冬・夕方発災）
過去地震最大モデル</td><td>1 日後</td><td>1 週間後</td><td>1 か月後</td></tr>
<tr><td></td><td>約 3,200</td><td>約 13,000</td><td>約 2,400</td></tr>
</table></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>資料９　南海トラフ地震に関連する情報</td><td>資料９　南海トラフ地震に関連する情報</td><td></td></tr>
<tr><td>270</td><td>1　南海トラフ地震に関連する情報
南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、市や県、国及び企業等が防災対応をとりやすくするため、気象庁から、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される。
（略）
2　（略）</td><td>1　南海トラフ地震に関連する情報
南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、市や県、国及び企業等が防災対応をとりやすくするため、気象庁から、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される。
（略）
2　（略）</td><td>防災基本計画に合わせた修正</td></tr>
</table>

頁	修正前	修正後	備考
271			愛知県地域防災計画に合わせた修正